

# 千葉県自転車条例

平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。  
自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

## ルールとマナー

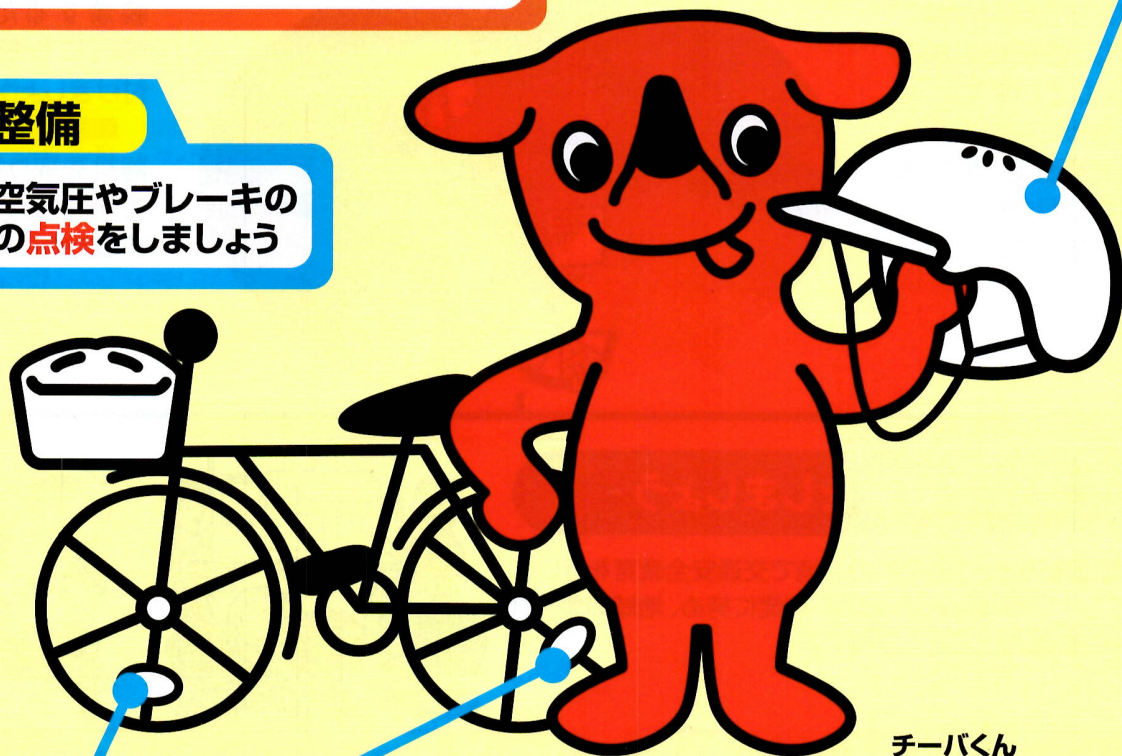
- 道路交通法を守りましょう
- スマホや傘差しなど危険な「ながら運転」はやめましょう
- 夕方からライトを点灯しましょう
- 歩行者に配慮しましょう

## ヘルメット着用

- 子ども（高校生以下）と高齢者はヘルメットをかぶりましょう

## 点検・整備

- タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの点検をしましょう



チーバくん

## 反射器材

- 自転車の側面にも反射器材をつけましょう

## 自転車保険

- 万が一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう
- まずは、加入している保険の内容を確認しましょう

ご家庭や職場、学校などで、  
改めて自転車のルールやマナーを確認し合いましょう。

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県自転車条例

検索



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

平成28年12月作成

# 千葉県自転車条例のポイント

## ヘルメットをかぶりましょう

子ども(高校生以下)や高齢者(65歳以上)が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。

ヘルメットを正しく着用することにより頭部損傷による死者の割合はおおよそ4分の1に低減するというデータ\*もあります。

※ITARDA INFORMATION  
交通事故分析レポートNO.97(平成24年11月)より



## 自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

自動車の任意保険や傷害保険の特約として付いている場合があるので、まずは自分が加入している保険を確認してみましょう。

### 高額賠償事例

賠償額 **9,521万円**

小学生が、夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に正面衝突。歩行者は頭の骨を折り意識が戻らない重傷を負った事例。



## 夕方からライトを点灯しましょう

買い物や帰宅時間が重なる**夕方から夜間**にかけての時間帯は、自転車の事故が多く発生しています。

薄暗くなってきたら**早めにライトを点灯**し、歩行者や他の車両に自分の存在を示して事故を防ぎましょう。



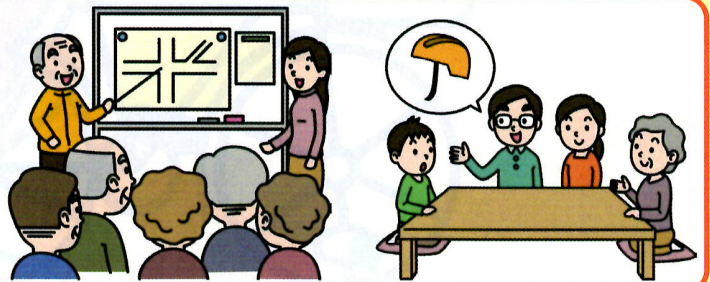
## 自転車の側面にも反射器材をつけましょう

自転車の前部にライトを装着するだけでなく、**側面にも反射器材**を取り付けましょう。

車輪スポーク部分に反射器材を取り付ければ、夜間**道路横断中の事故を防止**するために効果的です。

## 交通安全教育をしましょう

学校・職場・家庭など、それぞれの環境で交通安全教育を行いましょう。子どもや従業員に対する教育・啓発に努め、地域の集まりなどで改めて確認し合うことも重要です。



## 交通ルールとマナーを守りましょう

自転車は車両です。道路交通法を守り、安全に通行しましょう。

- 信号や標識を守ろう
- 歩道は歩行者優先
- 車道の左側を通行しよう
- 二人乗りや並進、飲酒運転の禁止

## 危険な「ながら」運転はやめましょう



● 傘をさしながら



● スマホ・携帯を操作しながら



● ヘッドホン等で音楽を聴きながら

[条例に関するお問い合わせ]

千葉県くらし安全推進課

電話 043-223-2263

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県自転車条例

検索